

総務省訓令第 77 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 15 年 8 月 29 日

総務大臣 片山 虎之助

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 第 3 の 2 の次に次のように加える。

3 認定構造改革特別区域計画に基づくロケット打上げ射場における機能確認用実験局

- (1) この審査基準は、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 4 条第 10 項の認定構造改革特別区域計画に係る構造改革特別区域内において、当該認定構造改革特別区域計画に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）別表 1 の「国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業」として、ロケット打上げ射場で、ロケットに搭載する国内の人工衛星の無線設備に対して、打ち上げ前に当該無線設備の機能確認、試験又は調整を行う実験局であり、かつ、連続したロケット打上げ計画に使用されるものに適用する。
- (2) 免許の有効期間は、5 年を超えない範囲において、連続したロケット打上げ計画からみて適当なものであること。
- (3) 通信の相手方は、予備免許中の人工衛星に搭載する無線設備、又は打ち上げ前に当該無線設備の機能確認、試験又は調整を行うための実験局であること。
- (4) 無線設備の設置場所（移動する実験局については、移動範囲）は、ロケット打上げ射場又はその周辺であること。
- (5) 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力は、実験の目的を達成するために必要最小限のものであり、当該電波の型式等を使用した場合に、他の無線局との間において混信妨害が発生しないものであること。
- (6) 工事設計等は、実験の目的及び方法からみて、適切であること。

附則

この訓令は、平成 15 年 8 月 29 日から施行する。